

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助費の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、就学援助費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の辞退を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

昭島市教育委員会

公表日

令和3年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助費の支給に関する事務
②事務の概要	1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等に基づき経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し就学に必要な援助を行うものである。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 援助の対象となる者の認定に関する事務
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第23条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第4条第1項及び第5条第1項並びに別表第1の13の項及び別表第3の4の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成29年昭島市規則第28号)第14条及び第55条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第24条 (別表第2における情報提供の根拠) 26、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部指導課
②所属長の役職名	指導課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市教育委員会学校教育部指導課学務係 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市教育委員会学校教育部指導課学務係 電話番号042-544-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月23日	I-1-①事務の名称	就学援助費(医療費)の支給に関する事務	就学援助費の支給に関する事務	事前	
平成29年8月23日	I-1-②事務の概要	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等に基づき、児童・生徒が学校において治療の指示を受けた時に、医療に要する費用について必要な援助を行うものである。	1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等に基づき経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し就学に必要な援助を行うものである。	事前	
平成29年8月23日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の27の項	番号法第9条第1項及び別表第1の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第5条第1項並びに別表第1の13の項及び別表第3の4の項	事前	
平成29年8月23日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の38の項	番号法第19条第7号及び第8号並びに別表第2の38の項	事前	
平成29年8月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事前	
平成29年8月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事前	
令和1年6月14日	5-②所属長の役職名	指導課長 岡部 君夫	指導課長 吉成 嘉彦	事後	
令和2年11月24日	5-②所属長の役職名	指導課長 吉成 嘉彦	指導課長	事後	
令和2年11月24日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第8号並びに別表第2の38の項	番号法第19条第7号及び第8号並びに別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 38の項 (別表第2における情報提供の根拠) 26、87の項	事後	
令和2年11月24日	II-1いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年11月24日	II-2いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用並びに特定個人情報の利用及び提供 に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第 4条第1項及び第5条第1項並びに別表第1の 13の項及び別表第3の4の項	番号法第9条第1項及び別表第1の27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府、総務省令第5号)第23条 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供 に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第 4条第1項及び第5条第1項並びに別表第1の 13の項及び別表第3の4の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供 に関する条例施行規則(平成29年昭島市規則 第28号)第14条及び第55条	事後	
令和3年8月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第8号並びに別表第 2	番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第 2	事前	
令和3年8月25日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 38の項 (別表第2における情報提供の根拠) 26、87の項	(別表第2における情報照会の根拠) 38の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第24条 (別表第2における情報提供の根拠) 26、87の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第19 条及び第44条	事後	
令和3年8月25日	II-1いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年8月25日	II-2いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	